



狛企政発第 101141 号  
平成 31 年 2 月 28 日

狛江市監査委員

東海林 和彦 様  
石川 和広 様

狛江市長

松 原 俊 雄



指定管理者監査の結果に基づく措置について(報告)

平成 30 年 12 月 18 日付け狛監委発第 000068 号により、指定管理者監査の結果について措置を求められた事項について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により別紙のとおり通知いたします。

## 監査の結果に基づいて講じた措置等

### 1 指定管理業務に関する会計について

指定管理業務に関する協定書では、管理者は指定管理業務に関する会計と他の事業とを区別して設け、その経理を常に明確にしておかなければならぬと定められている。しかし、指定管理業務の中で発生している備品の使用料やコピー機の使用料収入が運営団体である泊江市社会福祉協議会の歳入となっているものが見受けられた。

このことから、指定管理業務での管理や経費が明確化されるよう、指定者、管理者並びに支援センターの3者において再度確認し、適切に履行されるよう努められたい。

#### 【講じた措置の内容】

管理者との協議の結果、指定管理業務の中で発生しているものについては、指定管理業務における歳入として区別していただくようお願いをしました。今後新たに発生する管理についても、明確に区分が行われるよう適宜対応を行っていきます。

### 2 指定監理業務従事職員の能力基準について

仕様書に定められている指定管理業務従事職員の能力基準については、指定者は毎年度の事業計画書に添付されている名簿等で届出されているとのことであるが、指定者として各職の資格の確認は行っていないとのことである。指定管理業務従事職員の能力は、指定管理業務を遂行する上で必要な資質であることから規定されているものである。指定者としても責任を持って業務遂行していくため資格の確認を適切に行うよう努められたい。

#### 【講じた措置の内容】

管理者との協議の結果、職員の能力基準については、毎年度提出される事業計画書と併せて、経歴や有する資格等を記載した職員名簿を提出していただき、能力基準を満たしているかどうかの確認を行っていくことといたしました。

### 3 指定管理業務の定期報告について

協定書では、毎月の指定管理業務の状況を翌月10日以内に報告しなければならないと規定している。しかし、平成28年度・平成29年度とも期限を過ぎてから提出されている月が多くあることが判明した。管理者からは業務多忙による遅延との説明があった。翌月10日以内に報告しなければならないという規定により、期限を厳守するために作成された報告書に質の低下があつてはならないことである。それらを踏まえ、今後の取扱いについては、指定者と管理者とで最善の期間について検討されたい。

#### 【講じた措置の内容】

管理者との協議の結果、来年度からの本協定書においては、毎月の指定管理業務の状況を翌月25日以内に報告しなければならないと規定することにいたしました。

#### 4 狛江市市民活動支援センター運営委員会について

平成 29 年度に開催された臨時運営委員会において、出席者と欠席者が同数の会議が開催され、欠席者からは口頭で委任されたことから委員会は成立したとされている。しかし、「社会福祉法人狛江市社会福祉協議会狛江市市民活動支援センター運営委員会の設置及び運営に関する要綱」では、運営委員会は委員総数の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができないとされ、欠席者についてはあらかじめ書面をもって、欠席の理由及び付議される事項についての意思を表示した者は出席者とみなすと規定されている。このことから、当該臨時運営委員会は要綱の規定に反して開催、審議されていることが判明した。

今後は欠席者からの書面での届出等、要綱を遵守した運営に努められたい。

##### 【講じた措置の内容】

「社会福祉法人狛江市社会福祉協議会狛江市市民活動支援センター運営委員会の設置及び運営に関する要綱」に即して、8月の監査以降実施された委員会については、書面による届出を実施しております。

#### 5 狛江市後期基本計画の指標等に係る市民アンケートについて

狛江市市民活動支援センターは 6 つの機能をもとに事業が進められ、利用者数は平成 28 年度 3,262 人に対し、平成 29 年度は 5,879 人と前年度比 1.8 倍となっている。このことから、市内で市民公益活動に取り組んでいる人達に対しては、同センターの利用促進が進んでいると考える。

一方では、狛江市後期基本計画の指標等に係る市民アンケート結果において、市民公益活動に取り組んでいる人の割合は、平成 29 年度 10.9%、平成 30 年度は 11.5% であり、さらに市民活動支援センター「こまえくぼ 1234」については、両年とも約 7 割の人が知らないと回答している。情報発信については、広報誌や情報紙の発行、ホームページの活用等、力を入れているところではあるが、今後も市民活動支援センターの周知度や市民公益活動に対する関心度の向上を図っていくために更なる方策等について検討されたい。

##### 【講じた措置の内容】

平成 31 年度の事業計画において、情報発信や PR を重点取組みとしており、その中で、センターの周知と併せて市民公益活動に対する関心度の向上へも繋がっていくよう、各事業を実施していく予定としております。